

機関番号：24701

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20730321

研究課題名（和文） 「薬害 HIV 訴訟」プロセスにおける当事者の社会的孤立の検討

研究課題名（英文） A Study of the Social Isolation of Person Concerned during Process of "Yakugai (Chemical Poisoning) HIV Case"

研究代表者

本郷 正武 (HONGO MASATAKE)

和歌山県立医科大学・医学部・講師

研究者番号：40451497

研究成果の概要（和文）：本調査研究は、いわゆる「薬害 HIV」感染被害者たちが、強い偏見と差別の最中、どのようにして訴訟運動に参加し得たのかを考察した。ある訴訟運動を支援する会は「当事者性の探求」を掲げ、単に感染被害者のプライバシーを守るだけでなく、無自覚に感染被害者をいたたまれない状況に追い込まないことをめざした。このような活動理念は、「当事者捜し」を回避し、運動から直接の利益を得ないにもかかわらず運動参加する「良心的支持者」として感染被害者が振る舞うことを可能にした。

研究成果の概要（英文）：I examine the process by which the people living with HIV/AIDS (PWHs) got involved in collective activities. In particular, I will focus on hemophilic PWHs who joined in "case supporting organizations." Hemophilic PWHs behaved like "conscience adherents" without coming out about their HIV infection. They secured their safe participation within such support groups as this enabled them to avoid an environment of seated prejudice. The programs in the support groups sometimes urged the other participants to be aware of PWHs who are invisible in their ordinary life. Thus, this trial enables hemophilic PWHs to participate in case support programs and communicate with others, with ease.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：社会運動論

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：HIV/AIDS、良心的支持者、当事者、訴訟運動

## 1. 研究開始当初の背景

本調査研究は「薬害HIV」訴訟の過程で、感染被害者および臨床医が社会的に孤立していったプロセスを検討し、その後、当該の間

題の当事者たちがどのように社会との接点を模索していた（いる）のかを分析・考察する。考察では、HIV/AIDSをめぐる集合行為を担う「良心的支持者」との相互行為に着目し、

訴訟のプロセスで破断された人間関係の回復がどのようにしておこなわれたかを中心に検討する。

日本は先進諸国の中で、HIV感染者・エイズ患者とも増加傾向にある唯一の国である。こんにち、エイズをめぐる問題系は多岐にわたっており、1つの疾病という枠を軽く超え、医療的、社会的、あるいは政治的な問題へと拡張している。他方、日本のHIV/AIDSについて言及する上で、「薬害HIV訴訟」（1989～1996年）の総括と評価は、今なお不可避である。薬害HIV訴訟は当時、不十分であったHIV感染者の保障を求め、自身を「原告-被告」「被害者-加害者」というカテゴリーセットに付置するものであった。

しかし、本調査研究は、上述のような裁判過程を肯定的に評価することには必ずしも与しない。なぜならば、感染被害者となった血友病患者のグループ内で、HIV感染者と未感染者とのあいだに亀裂が入った他、場合によっては、臨床医との関係も変質、寸断された現実があるからである。それゆえ、訴訟の過程で社会的保障を勝ち取ったにもかかわらず、いまだに社会復帰が叶わなかったり、当時の人間関係を修復できていないことが指摘されている。

そこで本調査研究では、訴訟のプロセスにより原告が正統性を獲得し、原告同士のつながりを創出するといった解釈を批判的に検討し、むしろ、訴訟のプロセスで生じた「社会的孤立」を法廷外で、いかにして解消していったか（できなかったか）について考察する。さらには、偏見差別が渦巻いていた時期から、感染当事者たちとの接触を試み、HIV/AIDSとの共生を希求してきた「良心的支持者 conscience adherents」たちの営みも分析の俎上にのせる。

## 2. 研究の目的

2004年から2010年まで「輸入血液製剤によるHIV感染問題調査研究委員会」の調査研究に従事し、感染被害者および臨床医に聞き取りを重ねてきた。そこで得られた知見の一つに、HIV感染および訴訟過程で破断された人間関係が、良心的支持者を介して再びつながり得た事例を挙げることができる。良心的支持者とは、特定の社会運動の一部でありながら、その社会運動組織の目標達成からは直接的な利益を得る立場にない個人や集団であ

る。このように規定されるのは、こんにちの市民活動団体（NPO）での活動を担うボランティアであり、障害者などの社会的マイノリティと関係を取り結ぼうとする人々である。これらの人々が、感染当事者あるいは臨床医たちとどのような関係をもつに至り、社会との接点を再創出できたのか。本調査研究の分析の主眼はここにある。

本調査研究では下記の三点について検討することを目的とした。

第一に、これまでの「薬害HIV訴訟」、ひいては被害当事者による訴訟活動の理解を深化させ、真の意味での当事者の保障のあり方（＝社会復帰の推進）を考える素地を提供する。従来の訴訟運動の正の側面に加え、いわば「負」の側面を照射することにより、いわゆる薬害HIV問題が示した問題群を再考することになる。

第二に、先述したような、訴訟のプロセスで「失われるもの」を分析することは、自身を危険に曝すような「カミングアウト」を推奨することの問題点を浮き彫りにする。HIV/AIDS、特にセクシュアリティに関するカミングアウトをめぐる「アイデンティティ・ポリティクス」の問題は、1980年代のアメリカでの「ゲイ・リベレーション」の検討など、これまで広範に論じられている。本調査研究では、カミングアウトをしなくても肯定的なアイデンティティを持ちうることを示し、別様のアイデンティティのあり方を提起する。

第三に、良心的支持者を積極的に位置づけ、論じようとする点である。良心的支持者は社会運動論や障害学などをはじめとして、これまで積極的な位置づけを与えられて論じられてこなかった。確かに当事者の権利擁護のためには、当事者の声なき声を掬い取る、いわゆる「当事者研究」は必要である。しかし、ブッシュ政権下での「Prevention for Positives」のような、当事者だけに責任を押しつけるような政策が伸張しつつあるこんにち、良心的支持者研究の分析視角から、広く「社会問題」としてHIV/AIDSを問うことが不可欠である。つまり、当事者固有のものとして問題を切り取るのではなく、問題をどのように汲み取るべきであるかを問おうとするものである。

以上、HIV訴訟運動の負の側面に分析の焦点を合わせることにより、社会的に孤立する当事者たちが回復するための方途を検討する。

### 3. 研究の方法

訴訟運動の今日的評価と当事者の「社会的孤立」の問題を検討するために、本調査研究は大きく、①薬害HIV訴訟をめぐる当事者と臨床医の国内外での聞き取り調査、②既存の社会運動論、法社会学研究における訴訟運動に関する先行研究の検討、③アイデンティティ・ポリティクスをめぐるセクシュアリティ研究や逸脱研究の検討、④上記における良心的支持者の位置づけ・役割の検討、の4点を分析・考察の対象とした。

①では、「輸入血液製剤によるHIV感染問題調査研究委員会」での調査研究により接触できた、日本国内および海外在住の感染当事者や臨床医の聞き取りを複数回おこなった。

②では、良心的支持者論を構想するにあたり理論的に依拠する「フレーミング分析 Framing Analysis」を分析視角とし、訴訟運動に関する先行研究をレビューする。特に、これまで訴訟運動の負の側面がどのように論じられ、それを解消する方途が示されているのかについて、HIV/AIDS以外の「薬害問題」に対象を拡大し、比較対照をおこなった。

③は、社会的孤立を招きかねないカミングアウトをめぐる問題系にアプローチする。従来のアイデンティティ・ポリティクスに関する研究は、カミングアウトをおこなうことで肯定的なアイデンティティの獲得が可能となる、いわばモデルストーリーを提示している。これらの論証を、当事者たちの社会的孤立状況を踏まえて、批判的に検討した。

最後に④では、社会的孤立を解消する良心的支持者の役割を検討する。申請者が参与観察をおこなっている市民活動団体では、自身を危険に曝すようなカミングアウトをせずとも、活動にコミットできるような活動理念を醸成していた。ここには、当事者が社会との接点を求める際に、良心的支持者が重要な役割を果たしたことが示されている。本調査研究ではさらに参与観察を進め、このような理念がどのように形成され、さらにこんにち、伝承されているのかについて考察した。

### 4. 研究成果

1980年代から続く偏見と差別の渦巻く中で、一部の薬害HIV感染被害者たちは、自身の感染についてカミングアウトすることなく、一人の「良心的支持者」としてエイズ・ボランティアや原告団「支援」活動にコミットし

ていた。確かにHIV感染は見た目では判断できるものではない以上、感染の事実を打ち明けなければ、運動に関与することは可能であるように思える。しかし、良心的支持者たちと行動を共にすることには、常に自分のプライバシー露見の危険がある。本調査研究では、①良心的支持者の集まりの中に一定のルールがなければ、感染被害者が良心的支持者と協働することは叶わないこと、②良心的支持者との「社交」を通じて社会との接点を持ち得たこと、③組織的活動が「衰退」していると表象されながらも「支援者を支援するネットワーク」により当事者支援が可能となっていること、を明らかにした。これらの知見は、当時の被害のありようの他、従来の運動参加に関する議論にみられたような、当事者と非当事者とのあいだの葛藤関係とは異なる側面を照射している。

薬害HIV訴訟運動に限らず、当該の問題を抱える「当事者」以外の人間が支援者、あるいは構成員として社会運動を担っていることがある。いわゆる当事者と非当事者を定義し、薬害HIV訴訟運動の参加が期待される人々を分類すると、HIV感染被害者を中心に、周辺を弁護士や支援者が取り巻く同心円を描けるだろう。ところが、プライバシーの露見を恐れる感染被害者たちのすべてが運動の構成員たりえないために、実際には、感染被害者＝原告とはならず、まして公的にカミングアウトをおこなった当事者アドボケイターはほんの一握りに過ぎない。

本調査研究では、このような特定の社会運動の一部でありながら、その社会運動組織の目標達成からは直接的な利益を得る立場にない個人や集団である「良心的支持者」HIV感染被害者の社会参加活動を捉え返した。

運動から直接の利益を得られるか否かと運動参加との関連から、良心的支持者は表のように位置づけることができる。

表 運動から得られる利益（果実）と運動参加との関係

		当該の運動からの直接の利益（果実）	
		得る	得ない
当該の運動に 参加	する	手段的支持者 (構成員)	<b>良心的支持者 (構成員)</b>
	しない	フリーライダー	傍観者・敵対者

原告適格を証明し訴訟の果実を得るための原告団活動や、セルフ・エスティーム (self-esteem) を高めるためのカミングアウトを推奨するゲイ・リベレーションでは、「当事者」であることを承認してもらうことが重要な課題となる。さらには、当事者として活動することは、当該の問題を隠蔽しないことにも寄与する。しかし、偏見や差別が根強い中で、身の危険を冒してまでカミングアウトをするのではなく、互いのプライバシーを守り合うことで良心的支持者として協働・共生する道を分析の俎上にのせた。特に本調査研究の事例の場合、良心的支持者との社交により、後の社会復帰していくためのトレーニングを積めたと考えている点で特筆することができよう。

本事例で取り上げた訴訟運動を支援する会では、プライバシーを「守り合う」ことにより、感染被害者をあえて前線に置き、批判や偏見に曝すことを回避していた。さらに、いわば人間不信に陥っている感染被害者が良心的支持者として振る舞うことを可能にすることにより、かえって他の支援者たちと社交をあたため、社会復帰を促す結果になっている。

確かに、このような良心的支持者として振る舞うことが可能であったのは、HIV感染が「不可視」であることが大きい。さらに、集団的な抗議行動により、社会から付与される否定的な評価をくつがえし自前の肯定的なアイデンティティを創り出し、自分たちについての新たに創り出した意味づけを社会に訴える「アイデンティティ・ポリティクス」とは異なり、感染の事実を秘匿することには変わらない。しかし、本事例で示した活動理念はむしろ、感染事実を隠していること自体を不問に付すことで、感染のカミングアウトを訴訟運動参加への必要条件にしないという利点を提起している。他方、このことは逆に、カミングアウトを迫る社会の側の問題も照射していることになる。それゆえ、感染被害者が良心的支持者としても活動できるような安心かつ安全な社会を小規模ながらも実現する場に支援する会はなっていた。支援する会は、このような場を拡張していくことにより感染被害者との共生をめざしていたことになる。

感染被害者が良心的支持者としてふるまう環境を、受け容れる社会の側が整えることは、運動や感染被害者にとって次のような4つの利点がある。第一に、カミングアウトによる

過度な負担を「当事者」だけにかけることを回避しつつ運動を展開できる。第二に、より安全で開かれた社交の機会を「当事者」に提供する。換言すれば、プライバシーが保護される安全や安心を運動の「資源」として調達することで、動員を促進する。この点は、こんにちのセルフヘルプ・グループやワークショップが形成する、いわば擬似的な「親密圏」を社会運動が内包するという議論と接続しうる。第三に、社交により、いわゆる「当事者・被害者アイデンティティ」を強化しないことにつながる。一部の感染被害者に対してある調査対象者が「変な話、『病気で一生暮らすの?』みたいな。『俺はずっと被害者だ』みたいな」と疑問を投げかけながらも、「大変な人は大変な人でいいけど、いつかはやっぱり自分たちで、社会に出ようよ」と慮っているように、被害者アイデンティティへの固執がかえって社会参加の障害になる場合もあることを示している。最後に、小規模ながらも、受け容れ側および感染被害者が共生するためのトレーニングの場を提供することで意識変革、ひいては社会変革を促す共生の場を運動が提示することになる。支援する会に参加した良心的支持者たちの営みにはこのような意義がある。

「字義通り」の良心的支持者——活動から直接の利益を得ないにもかかわらず、活動に関与する人々——の概念が定義するところとは異なり、不必要なプライバシーの露見を回避するために、感染当事者が良心的支持者として振る舞うことを可能にする理念と、そうせざるを得ない当時の状況について考察した。このことは、良心的支持者が分析上で定義される一方で、運動や活動の戦略上、別様に定義され、「転用」される可能性を示している。分析上、感染被害者は、運動の果実を得る手段的支持者（構成員）である一方で、偏見や差別の苛烈さのために、原告になれない被害者が「フリーライダー」と定義されてしまう問題もある。しかし、上述したような社交の機会や（疑似）親密圏の形成など、運動の果実以外の利益に目を向ければ、必ずしも感染被害者は手段的支持者の枠に収める必然性はない。それゆえ、感染被害者が良心的支持者として振る舞うことが運動戦略上では可能となる。

このように、当事者が不可視で、プライバシーが曝されやすい状況下にある場合、概念

の転用により、時に当事者をも包含するような、より広がりを持った概念として良心的支持者が立ち現れる。このことは、文字通り「誰でも良心的支持者になりうる」ということも他方で示している。過去のさまざまな社会運動で「当事者とは誰か」という問いが絶えず問われてきたのと同様、「誰が良心的支持者になる／なれるのか」という問いについても、論題は常に開かれていると言ってよいだろう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

- ①本郷正武, 2011, 「『良心的支持者』としての社会運動参加——薬害HIV感染被害者が非当事者として振る舞う利点とその問題状況」『社会学評論』62 (1): 69-84, 査読有.

[学会発表] (計 5 件)

- ①本郷正武, 「『あたりまえ』とされた当時の医師-患者会関係——インフォームド・コンセント前夜の血友病・HIV診療の場合」(ポスターセッション), 日本社会学会, 2010年11月7日, 名古屋大学.
- ②本郷正武, 「『良心的支持者』概念の転用可能性——誰が良心的支持者になれる／なるのか」, 東北社会学会, 2010年7月25日, 新潟大学.
- ③Masatake HONGO, “Involving with Collective AIDS Activities as Conscience Adherents: Towards a Remedy for Isolated PWA/H in Japan,” International Sociological Association, 6<sup>th</sup> September 2008, Barcelona University.

[図書] (計 3 件)

- ①本郷正武, 2009, 「いわゆる『集団告知』の多声的記述」輸入血液製剤によるHIV感染問題調査研究委員会『医師と患者のライフストーリー——輸入血液製剤によるHIV感染問題調査研究 最終報告書 第一分冊 論考編』松籟社, 478-501.
- ②本郷正武, 2009, 「『薬害HIV期』を生き抜いた医師のライフストーリー——マイノリティ意識に裏打ちされた医師観の形成」輸入血液製剤によるHIV感染問題調査研究委員会『医師と患者のライフストーリー——輸入血液製剤によるHIV感染問題調査研究 最

終報告書 第一分冊 論考編』松籟社, 145-167.

- ③本郷正武, 2009, 「『牽制し合う』医師-患者関係」輸入血液製剤によるHIV感染問題調査研究委員会『医師と患者のライフストーリー——輸入血液製剤によるHIV感染問題調査研究 最終報告書 第一分冊 論考編』松籟社, 192-218.

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

本郷 正武 (HONGO MASATAKE)  
和歌山県立医科大学・医学部・講師  
研究者番号: 4 0 4 5 1 4 9 7

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号:

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号: